

ざ　お　う

子育て支援 ガイドブック



宮城県蔵王町

はじめに

この「ざおう子育て支援ガイドブック」は、
みなさんが安心して子育てができるよう
少しでもお役に立てれば
という気持ちを込めて作りました。

子育ては、楽しいことばかりではないけれど、
「この子が大きくなったらどんな大人になるんだろう。」
と楽しみにしながら、希望を持って寄り添っていきましょう。

ぜひ、お手元においてご利用ください。



も く じ

妊娠が分かったら	2
● 母子健康手帳の交付 ● 妊婦のための支援給付 ● 妊婦一般健康診査（妊婦健診） ● 妊婦歯科健康診査	
赤ちゃんが生まれたら	4
● 出生届を提出しましょう ● 子ども医療費助成 ● 出産育児一時金 ● 児童手当 ● 未熟児養育医療給付 ● すこやか養育助成金 ● 産婦健康診査 ● 産後ケア事業	
家庭訪問事業・健康診査について	9
● 乳児全戸訪問事業（産婦・新生児訪問指導） ● 新生児聴覚検査助成事業 ● 赤ちゃんの健康診査（2か月児・8～9か月児） ● 乳幼児健康診査等スケジュール ● ブックスタート事業	
生後2か月から始まる予防接種	13
● 定期予防接種 ● 任意の予防接種	
子育て支援について	16
● こども家庭センター ● 子育て支援センター ● 児童館 ● ざおう子育てサポート事業 ● ざおう子育てアプリ	
相談窓口について	23
● 子育て相談 ● こころの相談 ● 宮城県内の相談窓口紹介	
幼児教育・保育の無償化について	25
● 蔵王町おおぞら・おひさまこども園を利用する場合 ● 蔵王町立遠刈田幼稚園を利用する場合 ● 町外の幼稚園を利用する場合 ● 認可外保育施設を利用する場合 ● 待機児童対策事業補助金	
町内の保育施設について	32
● こども園 ● 幼稚園	
公園や文化施設情報	35
● 蔵王町総合運動公園 ● 蔵王町ふるさと文化会館（ございんホール） ● 蔵王町立図書館 ● 蔵王町B & G海洋センター ● 蔵王町勤労者体育センター ● サン・スポーツランド蔵王 ● 白山公園グラウンド ● 平沢コミュニティグラウンド ● 向山グラウンド ● 七日原グラウンド	
もしもひとり親家庭になったら	42
● 母子・父子家庭医療費助成 ● 児童扶養手当 ● あったか支援金 ● 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	
もしも病気や障がいをもったら	46
● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付 ● 心身障害者医療費助成 ● 特別児童扶養手当 ● 蔵王町障がいを持つ児童の親グループ「ひまわり」 ● 障害児福祉手当 ● 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）	
医療機関リスト	49
休日・夜間に受診するか迷ったときは	56
● 宮城県こども夜間安心コール（相談窓口） ● 宮城県休日・夜間診療案内（医療機関の情報提供）	
MAP	58

妊娠が分かったら

妊娠おめでとうございます。元気な赤ちゃんを迎えるためには様々な準備が必要です。ここでは、妊娠中にすべきことや受けられる制度などをご紹介します。

母子健康手帳の交付

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

母子健康手帳は、妊娠中のお母さんと赤ちゃんの成長の記録です。育児に役立つほか、健診や予防接種を受けるときに必要です。

◆**交付日** 月4～5回(おおむね月曜日) 9:00～11:30
(祝日、年末年始の閉庁日を除く)

◆**場 所** 保健福祉課

◆**持ち物** 妊娠届

◆**その他** 都合の悪い方は、電話でご相談下さい。
当日記入していただく書類がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。



妊婦のための支援給付

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

蔵王町に住所を有する妊産婦を祝福するとともに、産前産後期間における経済的負担の軽減や妊婦と子どもの保険及び福祉の向上を図ります。併せて、給付の際には保健師等が子育て相談を行い安心して出産子育てをできるように支援します。

◆**対 象** 蔵王町住民基本台帳に記録がある妊産婦
一回目 妊娠届出時
二回目 出産後、新生児訪問等の面談を行った産婦

◆**給付の額** 支給額
一回目(妊娠時) 50,000円
二回目(出産後) 胎児の数 × 50,000円
※妊産婦名義の口座へ現金給付

◆**手続きに必要なもの** 妊産婦名義の通帳またはキャッシュカードの写し

妊婦一般健康診査(妊婦健診)

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

妊婦さんと赤ちゃんの健やかな成長、出産を応援するため、妊婦一般健康診査14回分の費用を助成しています。

里帰り出産のため県外の医療機関で妊婦健診を受診された方は、受診時に費用を一旦お支払いただくようになります。

出産後に保健福祉課に申請していただき、助成額を確定後に口座振込します。

里帰り出産以外の利用で、県外の医療機関を受診される予定の方は事前に保健福祉課までご相談ください。

◆多胎妊婦の方の場合

双子などの多胎妊婦の方は、さらに追加6回(妊娠期最大20回)の助成利用が可能です。



妊婦歯科健康診査

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

妊婦さんの口腔内の健康保持と、生まれてくる子どもの虫歯予防を目的に実施しています。助成は、1 妊娠期間につき 1 回とします。

◆対 象 蔵王町に住所を有する妊婦

◆費 用 無料

◆場 所 母子健康手帳交付時に渡される受診券裏面の委託医療機関一覧をご覧ください。

◆必要なもの 受診券・マイナンバーカードまたは資格確認書・母子健康手帳

MEMO



赤ちゃんが生まれたら

ご出産おめでとうございます。いよいよこれから可愛いお子さんとの生活がスタートします。生まれてからしばらくは様々な手続きをしたり、健診、予防接種などが盛りだくさん。しっかりチェックしておきましょう。

出生届を提出しましょう

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

赤ちゃんが生まれたら、病院から「出生証明書(出生届)」をいただき、生まれた日を
含め14日以内に届出をしてください。

◆届出先

父母の本籍地または所在地、もしくは生まれた場所の
いずれかの市区町村

◆届出に必要なもの

出生証明書、母子健康手帳



※蔵王町に住民登録する場合、子ども医療費助成や児童手当の手続き等もありますので、各項目をあわせてご覧ください。

子ども医療費助成

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

子育て家庭を応援し、蔵王町の未来を担う子どものすこやかな育成を図るため、医療費の自己負担額を助成するものです。(所得制限なし)

◆助成対象

蔵王町に住所を有する児童等で出生～18歳到達後の最初の年度末まで

◆助成内容

医療保険適用分全額

※ただし県外で受診の場合は申請方法が異なりますのでお問い合わせください。

◆手続きに必要なもの

印鑑、対象児童の健康保険証、申請者(保護者)名義の預金通帳もしくはキャッシュカードのコピー、個人番号カード(父母及び児童)、来庁される方の身分証明書

出産育児一時金

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

蔵王町の国民健康保険に加入している方が出産したとき（妊娠12週(85日)以上の死産、流産も含む）に出産育児一時金を支給します。

◆支給額

出生児1人につき 500,000円

◆届出先

町民税務課

※蔵王町の国保以外の方は勤務先の健康保険担当へお問い合わせください。



児童手当

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

家庭内における生活の安定と次世代の社会を担う子どもの成長を応援することを目的として支給するものです。

◆対象者

出生から高校修了（高校3年生）までの子どもを養育されている方

◆支給内容

年6回(偶数月)

対 象 年 齢	支 給 額
3歳未満	15,000円（ただし第3子以降は30,000円）
3歳以上～高校修了前	10,000円（ただし第3子以降は30,000円）
中学生	10,000円

◆手続きに必要なもの

健康保険証（受給対象者のもの）、申請者名義の金融機関の通帳のコピー、
個人番号カード

* 児童と別居している場合は、児童の個人番号カード

* 公務員の方は、勤務先に申請してください。

未熟児養育医療給付

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

蔵王町に住所を有する未熟児で、指定医療機関の医師が特別な医療が必要と認めた場合、母子保健法に基づき医療費の給付を行い、保護者の経済的負担を軽減するものです。

※あわせて、子ども医療費助成の申請が必要となります。

◆対象者

出生体重2,000g以下または医師が入院養育の必要を認めた乳児

◆申請期間

退院後の申請は認められませんので、お子さんの入院中に申請してください。

◆手続きに必要なもの

個人番号カード、健康保険証、市町村民税課税証明書（同居者全員）または町民税等調査同意書、医師の意見書（用紙窓口配布）、振込先口座の通帳の写しなど。

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins or other markings on the paper.

すこやか養育助成金

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

この助成金は、蔵王町に生まれたお子さんを祝福し、保護者の子育てを支援することを目的としています。

◆支給対象者

下記のすべてに該当する方

- ①出生後初めての住民基本台帳の記録が蔵王町にされた子が3人以上いる保護者
- ②町内に定住を前提とすること(返還要件があります。)
- ③保護者が町内に住所を有した日が、出生した子が生まれた日から6か月以上前の日であり、継続して蔵王町に居住していること(町内に住所を有した日が、子が生まれた日から6か月以内の場合は、継続居住期間が6か月を超えた時点で申請可能)

◆助成金額

第3子以降の子 40万円

◆支給時期

申請のあった翌月末

◆手続きに必要なもの

戸籍謄本(出生した子の戸籍の記載が完了後のもの)

保護者名義の預金通帳もしくはキャッシュカードのコピー、印鑑

◆支給制限

町税等の滞納がある場合、行政サービス制限の対象となります。



産婦健康診査

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

産後間もない時期の産婦さんのところとからだの健康状態を把握するため、産後2週間頃と産後1か月頃の産婦健康診査2回分の費用を助成しています。

県外の医療機関で産婦健診を受診された方は、受診時に費用を一旦お支払いいただき、後日、保健福祉課に申請してください。

産後ケア事業

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

産後の疲労回復や育児に不安等のある家庭を支援するため、医療機関等において、母体の回復のための支援や育児指導、相談等のサービスを行います。

◆対象者

蔵王町に住所があり、産後1年未満の産婦さんで産後ケアを必要とする方

※医療を必要とした入院の場合は対象となりません。

※産後ケア事業を希望する方は、保健福祉課までご連絡ください。



家庭訪問事業・健康診査について

乳児全戸訪問事業(産婦・新生児訪問指導)

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

赤ちゃんが生まれた全ての家庭に助産師、保健師が訪問し、赤ちゃんの発育やお母さんの体調管理、授乳方法、育児などの相談に応じます。おおむね4か月までの赤ちゃんがいる家庭が対象です。

赤ちゃんが生まれたら「母子健康手帳別冊」に入っている「出生連絡票」(はがき)に必要な事項を記入の上、切手を貼り投函するか、保健福祉課または町民税務課に提出してください。



新生児聴覚検査助成事業

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

新生児聴覚検査は先天性の難聴を早期発見・早期養育するための重要な検査です。

すべての赤ちゃんが聴覚検査を受けることができるように、初回検査料に対して上限5,000円を助成します。県内の医療機関等で検査を受ける場合は、新生児聴覚検査受診票(助成券)の提出のみで助成が受けられます。

県外の医療機関等で検査を受けた場合には、検査費用を一旦お支払いいただき、検査後2か月以内に保健福祉課へ申請してください。



赤ちゃんの健康診査(2か月児健診・8～9か月児健診)

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

赤ちゃんは毎日発育をしていきます。健康に育てるためには健康診査を受けることが大切です。

◆実施時期

生後2か月、8～9か月の各時期

※対象の時期を過ぎてしまうと助成の対象にはなりませんので、受け忘れのないようご注意ください。

◆実施場所・時間

母子健康手帳別冊の「赤ちゃんの健康診査について」のページに、実施担当医療機関が記載されていますので、指定された日時に受診してください。

◆料 金

無料

母子健康手帳別冊の健康診査票に必要事項を記入し、医療機関の窓口に提出してください。

赤ちゃんの泣きへの 理解と対処のために

赤ちゃんは成長とともに、少しずつ大きな声で泣くようになります。泣いている時間が多くても大丈夫。



赤ちゃんの泣きの理由

- おなかがすいた
- ねむい
- おしっこがでた
- さむい、あつい
- うんちがしたい
- さみしい

赤ちゃんの泣きの特徴

- 理由がなくても泣くことがある。
- 抱っこをしている人の気持ちや体調を敏感に感じ取って泣くことがある。

※泣き声にイライラすることは特別なことではありません。
イライラで辛いときは、赤ちゃんを安全なところに寝かせて、
まずは自分をリラックスさせましょう。

乳幼児健康診査等スケジュール

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

お子さんの健やかな成長を願って、乳幼児健康診査を実施しています。

対象・実施日は「母と子の健康を守る行事」実施予定表か、毎月発行の「広報ざおう」で確認してください。

健 診 名	対 象 児	内 容	持参するもの
3～5か月児 健康診査	生後3～6か月未満	身体計測、内科健診、 育児相談、離乳食指導、 個別相談	問診票、母子健康手帳、 バスタオル、おんぶひも
1歳お誕生相談	1歳 ～1歳6か月未満	RDテスト、 栄養講話・相談、 はみがき指導	問診票、母子健康手帳
1歳6か月児 健康診査	1歳6か月 ～満2歳未満	身体計測、 内科・歯科健診、 栄養指導、 はみがき指導、 個別相談	問診票、母子健康手帳、 バスタオル、 歯ブラシ・コップ
2歳6か月児 健康診査	2歳6か月 ～満3歳6か月未満	身体計測、歯科健診、 栄養指導、 はみがき指導、 個別相談 フッ化物塗布（希望者のみ）	問診票、母子健康手帳、 バスタオル、 歯ブラシ・コップ フッ化物塗布同意書
3歳6か月児 健康診査	3歳6か月 ～満4歳未満	身体計測、 内科・歯科健診、 栄養指導、 はみがき指導、 視覚検査、 聞こえの検査、 尿検査、個別相談	問診票、母子健康手帳、 バスタオル、 歯ブラシ・コップ



ブックスタート事業

問い合わせ先 蔵王町社会福祉協議会 TEL 33-2940

ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しくあたたかい時間を過ごすきっかけになるよう絵本をプレゼントするものです。

蔵王町では、平成30年から、蔵王町社会福祉協議会の子育て支援事業として、「3～5か月児健診」「1歳お誕生相談」に合わせて実施しています。

◆プレゼント内容

(※令和7年4月現在。プレゼント内容は変更することがあります。)

前期対象(3～5か月児健診)

絵本2冊(18冊の絵本の中からお選びいただけます。)

コットンバック(絵本を入れるバッグ)

アドバイスブック「赤ちゃんといっしょに はじめまして絵本」

後期対象(1歳お誕生相談)

絵本2冊(18冊の絵本の中からお選びいただけます。)



絵本の読み聞かせ Q & A

Q いつから絵本を読んであげればいいのか？

A ひとりひとり違いがあるので、いつ、というのは決まっていませんが、「10か月くらいから」と勧めている絵本の出版社があります。蔵王町では、社会福祉協議会より3～5か月児健診・1歳お誕生相談時に、ブックスタートで絵本をお渡ししています。そのタイミングで読み聞かせを始めてみても良いでしょう。

Q どんな絵本を読んであげたらいいの？

A 身の回りのものを描いた絵本や、子どもの好きなものが出てくる絵本が良いでしょう。20年30年と読み継がれてきたものは特におすすめです。お母さん・お父さん自身がお気に入りの絵本を見つけ、お子さんにぜひ読んであげてください。

Q 忙しくて読んであげる時間がありません。

A 忙しい時や気分が向かない時は、無理に読まなくても構いません。絵本を読む時間は、親子のコミュニケーションをとれる大切な時間です。1冊の絵本は5分くらいです。おやすみの前などゆったりできる時に試してみてください。

生後2か月から始まる予防接種

定期予防接種

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

予防接種法に基づく予防接種です。対象者は無料で接種できますので、対象年齢及び接種間隔をご確認のうえ接種してください。対象年齢以外で接種した場合は、全額自己負担となります。お子さんの年齢や体調に合わせて、計画的に受けましょう。

《母子手帳アプリ「ざおう子育てアプリ」を活用すると便利です（22ページ）》

◆接種方法

宮城県内の実施医療機関で予診票を使用しての個別接種となります。実施医療機関はホームページに掲載しています。

◆必要なもの

母子健康手帳、予診票、住所等がわかるもの（個人番号カード）



《蔵王町に転入された方へ》

転入前市町村の予診票は使用できません。差しかえをしますので、母子健康手帳を持参して、子育て支援課にお越しください。

任意の予防接種

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

蔵王町では、子どものおたふくかぜワクチン・インフルエンザワクチン・大人の風しん予防接種にかかった費用について一部助成を行っています。

◆おたふくかぜワクチン

満1歳から3歳未満で受けた1回分を助成します。

接種費用の全額を一旦、医療機関窓口でお支払いください。後日、払い戻しの手続きをしていただくと、接種費用から自己負担金1,000円を差し引いた額を指定口座に振込みます。予診票は医療機関に備えてあるものをご使用ください。

◆手続きに必要なもの

申請書、接種を証明する書類（母子健康手帳もしくは診療明細書）の写し、領収証の写し、振込先口座の通帳の写し、印鑑

◆インフルエンザワクチン

接種時年齢	接種回数	自己負担金
生後6か月～小学生	2回	1回につき1,000円
中学1年生	13歳以上は1回 13歳未満は2回	1回につき1,000円
中学2年生	1回	1,000円
中学3年生	1回	無 料

自己負担金1回1,000円を実施医療機関窓口でお支払いください。予診票は子育て支援課で受け取るか、医療機関に備えてある町指定のものをご使用ください。

◆大人の風しん予防接種

生まれてくる赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため予防接種費用の一部助成を行っています。

◆対象者

蔵王町に住所があり、次のいずれかに該当し、風しん抗体検査の結果、抗体がないまたは低い方

- (1) 妊娠を予定または希望している16歳～49歳の方およびその配偶者
- (2) 妊娠している女性の配偶者および同居家族

接種費用の全額を一旦、医療機関窓口でお支払いください。後日、払い戻しの手続きをしていただくと、接種費用から自己負担金1,000円を差し引いた額を指定口座に振込みます。

助成回数は1人1回（過去に助成を受けた方は対象外）となります。予診票は医療機関に備えてあるものをご使用ください。

◆手続きに必要なもの

申請書、風しん抗体検査結果の写し、接種を証明できる書類の写し、領収書の写し、振込先口座の通帳の写し、印鑑



子育て支援について

こども家庭センター

問い合わせ先 保 健 福 祉 課 TEL 33-2003
子育て支援課 TEL 33-2122

妊娠・出産・子育て期までの不安や様々な悩みを専門職員と一緒に考え、関係機関と連携しながらサポートしていきます。児童虐待やヤングケアラーに関すること、また18歳までの方からの相談も行っていますので、遠慮なくご相談ください。

◆受付時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く)
8:30～17:15



子育て支援センター

問い合わせ先 子育て支援課（子育て支援センター） TEL 33-2122

子育て中の親子が集まり、交流しながら、子育ての悩みや不安など、気軽に相談できる施設です。親子で自由に遊べるスペースがあり、親子で触れ合いながら年齢に合わせた遊びができる行事や、子育て講習会などの育児講座も行っています。常時スタッフがいますので、育児相談は随時可能です。

近所に同じ歳の子どもがいない、家の中にいてストレスを感じてしまう、子育ての情報が欲しい…そんな時には、子育て支援センターをご利用ください。孫育てをしているおじいちゃん、おばあちゃんも大歓迎です。ぜひ気軽に遊びに来てください。

◆開館時間

月曜日～金曜日
9:30～12:00・13:30～16:00

◆休館日

土・日曜日、祝日、年末年始、4月1日、その他臨時休館あり

◆対 象

未就学児

◆場所・TEL

蔵王町地域福祉センター内(蔵王町大字円田字愛宕前33)
TEL 0224-33-2122

◆子育て支援センター事業一覧

事業名		対象者	開催日・回数	時間
ふれあい広場 (自由開放) ※「寝相アート」や「つくろう ウイーク」もあります		0歳～未就学のお子さんとその家族	土日・祝日、年末年始、4/1を除く毎日 (臨時休館あり)	9:30～ 12:00 13:30～ 16:00
年齢別	ひよこクラス	0歳児 ※満3か月より利用可	月1回 (8月を除く)	10:00～ 11:00 (受付9:45～10:00)
にこにこタイム		0歳～2歳児とその家族	月1回	10:00～ 11:00 (受付9:45～10:00)
あそびのコーナー		0歳～2歳児とその家族	月1回 (4月を除く)	10:00～ 11:30
子育てほっとサロン (育児相談教室)		妊娠中の方、0歳～未就学のお子さんとその家族 (保護者のみの参加も可能)	月1回 (4・8月を除く)	10:00～ 11:00 (受付9:45～10:00)
もぐもぐ教室 (離乳食教室)		満5か月～1歳3か月のお子さんとその家族	年6回	9:45～ 11:30 (受付9:30～9:45)
子育て講習会		0歳～未就学のお子さんとその家族 (保護者のみの参加も可能)	年3回	10:00～ 11:00 (受付9:45～10:00)
リフレッシュタイム		子育て中のお母さんとお子さん (孫育て中のおばあさんや、保護者のみの参加も可能)	年8回	10:30～ 11:30 (受付10:15～10:30)
こども園で遊ぼう		0歳～2歳児のお子さんとその家族	各こども園 年1回ずつ	10:00～ 11:00
子育て相談 (来所相談・電話相談)		0歳～未就学のお子さんの保護者	土日・祝日、年末年始を除く毎日	9:00～ 17:00

※令和7年4月現在のものです。事業の日程、内容については、変更する場合がありますので、「広報ざおう」、「ホームページ」、「ざおう子育てアプリ」、毎年発行の「子育て支援センター利用案内」、毎月発行の子育て支援センターだより「かぜのご通信」でご確認ください。

児 童 館

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

町内には5か所の児童館があります。

お子さんが自由に遊べる場所づくり、放課後児童クラブ、各地区母親クラブや子ども会育成会の活動支援等を行っています。

◆町内の児童館

児 童 館	住 所	電話番号（0224）
永野児童館	円田字東上3	33-2010
円田児童館	円田字堀ノ内50	33-2037
平沢児童館	平沢字上の台27	33-4177
宮 児 童 館	宮字明神前60	32-2003
遠刈田児童館	遠刈田温泉字小妻坂山21-5	34-2204

◆子育て広場（あそび場開放）

児童館内や児童館の庭で自由に遊ぶことができます。育児相談もできますので、職員に遠慮なくお声がけください。

※土・日曜日、祝日、年末年始は閉館していますが、児童館の庭は開放しています。
利用する子どもの安全のため、保護者の方が必ず付き添ってご利用ください。

対 象	未就学のお子さんとその保護者の方
時 間	9:00～12:00
利用料金	無 料

◆「児童館で遊ぼう!」

年5回、各児童館1回ずつ行います。地域の垣根を越えて、お子さん同士遊んだり、保護者の方向士お話ししたりすることができます。

内 容	季節の製作活動や戸外あそび、親子ふれあいあそび
対 象	未就学のお子さんとその保護者の方
時 間	10:00～11:00
料 金	無 料

◆利用期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間(毎年申請が必要です)

◆放課後児童クラブ利用時間・利用料金

〈年間利用〉

利用区分	利用時間	利用料金
通常利用	〈学校授業日〉放課後～18:00 〈長期休業日〉8:30～18:00	月額2,000円
延長利用	〈学校授業日〉放課後～18:30 〈長期休業日〉8:30～18:30	月額3,000円
早朝利用	〈長期・学校休業日等〉7:30～8:30	年額2,000円
土曜利用	8:00～18:00	月額1,000円

◇土曜利用は全地区児童を対象とし、永野放課後児童クラブ（永野児童館）1ヶ所で受け入れになります。

〈長期・学校休業日のみ利用〉

利用区分	利用時間	利用料金
年度始め・年度末休業日(春休み) 秋季休業日(秋休み) 学校行事による振替休業日	8:30～18:00	年額2,000円
夏季休業日(夏休み) 冬季休業日(冬休み)	8:30～18:00	年額2,000円
学校休業日の早朝利用	7:30～8:30	年額2,000円

放課後児童クラブの利用料は、クラブの貴重な運営費の一部として、ご負担いただいています。

◆休館日

- 日曜日・祝日
- 8/13～8/16・年末年始(12/29～1/3)
- その他町長が必要と認めた日



◆自由来館

放課後児童クラブ登録以外の児童で、児童館を利用する小学1年生から6年生を対象としています。

利用時間	●授業日 授業終了後～16:30 ●学校休業日 8:30～16:30 ※児童の安全を確保するため、利用時間を繰り上げることもあります。
利用料金	●無料
提出物	●緊急連絡書
休館日	●土・日曜日、祝日、年末年始 ●その他、都合により休館とする場合は、事前に連絡します。



ざおう子育てサポート事業〈子育てを 地域みんなで 助け合い〉

問い合わせ先 子育て支援課（子育て支援センター） TEL 33-2122

通院などの用事で子どもを預かって欲しい時に、地域の協力会員が一時預かりをし、子育ての応援をします。

子育て支援センターでは、依頼会員（一時預かりを希望する方）と協力会員の援助活動の連絡調整を行います。

◆依頼会員（預かりを依頼する方）

蔵王町在住、または勤務している方で、一時預かりを希望する方

◆協力会員（一時預かりをしてくださる方）

蔵王町在住で、心身ともに健康な方。また、子育て経験者など、子育ての援助にご協力いただける20歳以上の方

◆預かる子ども

満3か月から小学6年生まで

◆預かる時間

8：00～18：00（それ以外の時間については要相談）

◆預かり料金

子ども1人につき1時間500円を協力会員へ直接支払い（土・日曜日、祝日、年末年始の場合は、1時間600円）

延長30分毎に1時間あたりの料金の半額を加算

◆預かる場所

協力会員の自宅、子育て支援センター、または児童館（開館日の利用時間内）

◆一時預かりを利用するまでの流れ

- ① 依頼会員申込書にて、子育て支援課に登録
- ② 一時預かりの希望日時や場所が決まったら、一週間前までに子育て支援課に電話で依頼
- ③ お子さんの様子について連絡書に記入（連絡書は、子育て支援課にあります。）
- ④ 連絡書をもとに、協力会員と事前に面談
- ⑤ 一時預かりを利用し、協力会員に預かり料金を支払う

◆補償保険制度

援助活動中の不慮の事故に備え、「地域子育て支援補償保険」に加入しています。



母子手帳アプリ ざおう子育てアプリ

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

蔵王町では、妊娠から出産、育児までをサポートする母子手帳アプリ「ざおう子育てアプリ」を提供しています。利用料金は無料です。地域とつながる安心の子育て支援アプリ、ご家族皆さんでぜひご利用ください。

※「ざおう子育てアプリ」は、株式会社母子モが提供している母子手帳アプリ「母子モ」を利用しています。



◆面倒で忘れがちな予防接種も簡単に管理できる！

○最適な予防接種日を表示

複雑で面倒なスケジュール調整は不要！誕生日と実際の接種日に応じて、次の最適接種時期を自動的に算出します。

○接種日お知らせ機能

接種予定日が近づくと、事前にプッシュ通知でお知らせ！忙しい毎日でも予定日を忘れず安心です。

◆不安だらけの子育ても地域の育児情報があると安心！

○地域のお知らせが届く

子育て支援センターなどのイベントや乳幼児健診など、育児・生活情報が届きます。

○お住まいの子育て施設を簡単検索

お住まいの地域周辺の病院など育児に欠かせない施設を検索できます。

◆お子さまの成長を簡単に記録！

○できたよ記念日

約150種類のイベントを写真とコメント付きで記録。日々の出来事を思い出として残せます。

○身長・体重グラフ

マタニティ体重やお子さまの身長・体重を入力すると、自動でグラフ化！ひと目で成長がわかります。

○家族間共有

お子さんの成長記録や思い出をパパやおじいちゃん・おばあちゃんも共有できます。家族全員で成長を見守りましょう。

※ざおう子育てアプリは、電子ならではの便利な機能を使って冊子の母子健康手帳を補完するものです。健診や予防接種の際は、冊子の母子健康手帳の提示が必要です。

◆QRコードから



Android・iOS

◆アプリを検索

母子モ



相談窓口について

子育て相談

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

子どもはかわいいと思っているのに、気持ちに余裕がもてない…。子育てをしていると悩んでしまうことがありますよね。子どもの発達や育児に関する疑問や心配事、悩みなど子育てに関することならどんなことでも構いません。お気軽にご相談ください。

* 電話相談

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

* 来所相談

(こども家庭センター・子育て支援センター・各地区児童館)

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

育児の心配事や悩みはありませんか？
スタッフが話を聞き、一緒に考えながら、子育てを応援します！



こころの相談

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

思い当たる原因がないのに、夜間眠れない、訳もなくゆううつになる。お酒がやめられない。昼と夜が逆転したり、家から外にでることができないなど一人で悩んでいますか？

ご本人からの相談、またはご家族からの相談も受け付けています。精神科医師、臨床心理職、保健師等が相談に応じます。こころの相談は予約制ですので、事前にご連絡ください。

宮城県内の相談窓口紹介

宮城県中央児童相談所

名取市美田園2丁目1-4
TEL 022-784-3583

子ども(0歳から18歳未満)の心や体のこと、家庭や学校での気掛かりなことについてなど、各種相談に応じています。悩んだときはひとりで悩まないで、思い切って相談してみましょう。(相談は無料)

○相談窓口時間：8:30～17:15(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)※予約制

○児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」

○児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」

宮城県子ども総合センター	名取市美田園2丁目1-4 TEL 022-784-3576
乳幼児の発達・育児不安に関する相談や心の問題を持つ子どもに関する相談や診療を行います。(有料・予約制) ○予約受付時間：8:30~17:00(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	
宮城県総合教育センター 不登校・発達支援相談室「りんくるみやぎ」	名取市美田園2丁目1-4 TEL 022-784-3541
不登校や学校不適応、発達の遅れや偏りなどの子どもの悩みについて、電話による各種相談に応じています。(相談は無料) ○発達支援教育相談ダイヤル「022-784-3565」 相談時間：月～金曜日 9:00~16:00 ○不登校相談ダイヤル「022-784-3567」 相談時間：月～金曜日 9:00~16:00 ○子供の相談ダイヤル「022-784-3568」 相談時間：月～金曜日 9:00~16:00	
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	柴田郡大河原町字南129-1 TEL 0224-53-3132
子どもや家庭の福祉に関する相談に応じています。(相談は無料) ○相談時間：8:30~17:15(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	
女性相談支援センター	仙台市宮城野区安養寺3丁目7-1 TEL 022-256-0965
女性の抱えるさまざまな悩みに女性相談員が対応します。匿名でも相談できます。 ○相談時間：8:30~17:00(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	
NPO法人 せんだい杜の子ども劇場 子育て応援ダイヤル「ママパライン仙台」	TEL 022-773-9140
子育て中の悩みや不安な気持ちを聴く専門電話です。 ○相談時間：毎週金曜日 10:00~16:00(年末年始を除く)	
キャブネット・みやぎ	TEL 022-265-8866
子育ての悩みや不安、虐待等に関する相談や援助活動を行います。 ○相談時間：10:00~13:00(日曜日、祝日、年末年始を除く)	

幼児教育・保育の無償化について

○幼児教育・保育の無償化とは？

少子化の進行への対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育ての経済的負担の軽減を目的とし、幼稚園、こども園、認可外保育施設、預かり保育などの利用料が無償化されます。

○幼児教育・保育無償化の範囲は？

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラスから小学校就学前までの児童と、市町村民税非課税世帯である2歳児クラスまでの児童が対象となります。また、保育の必要性の有無によっても、受けられるサービスが異なります。

対象者は、施設を利用する前に認定を受ける必要があります。

○無償化の対象費用は？

給食、行事などの費用を除いた基本的な保育料が無償化の対象となります。また、教育・保育サービス等の種類により上限がありますので、すべての費用が無償化となる訳ではありません。

○保育の必要性って何？

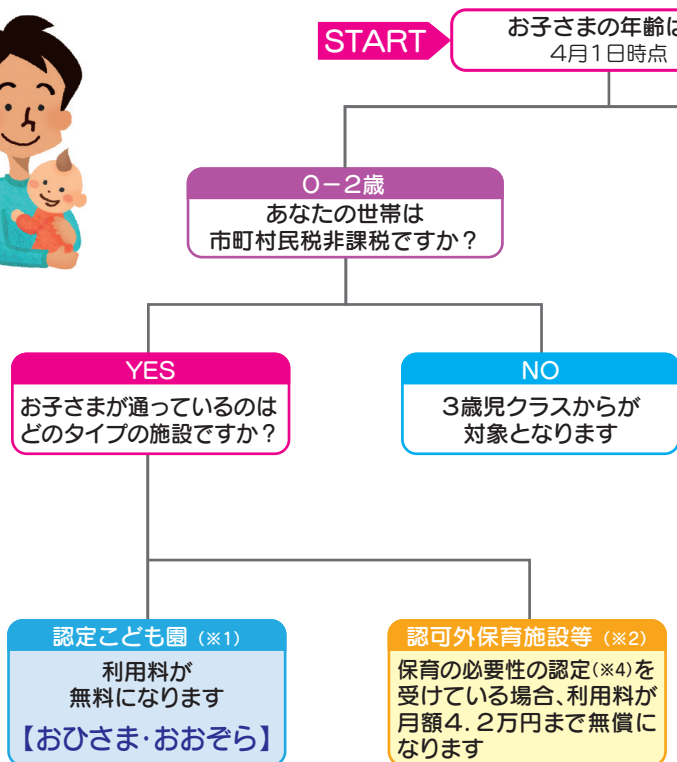
次のいずれかの事情で保育を必要とする家庭となります。

「保育の必要性」の事由

1	就 労	1か月あたり64時間以上の就労
2	妊 娠・出 産	妊娠中であるか、出産後まもないこと
3	疾 病・障 害	保護者の疾病、障がい
4	介 護 等	常時、同居または長期入院等している親族の介護・看護
5	災 害 復 旧	震災等の災害復旧に当たっていること
6	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること ※認定期間は90日となります。
7	就 学	学校（職業訓練校等を含む）に在学していること
8	虐 待・D V	虐待やDVのおそれがあること
9	育 休 継 続	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

以上の要件のいずれかに該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

うちの子の場合は？

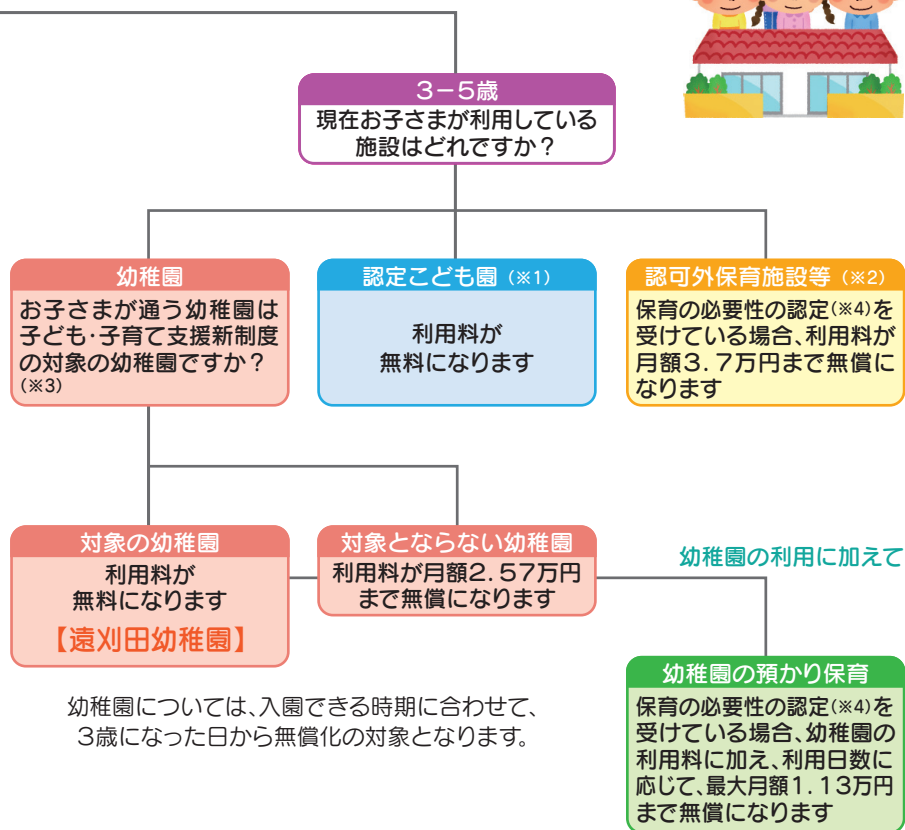


○子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。

なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ）の費用が月額4,500円を上限に免除されます。



幼稚園については、入園できる時期に合わせて、3歳になった日から無償化の対象となります。

- ※1 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。
- ※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育、ベビーシッター、認可外の事業所内保育を指します。
- ※3 通園している園がどちらに該当するか分からない場合は、通園している園またはお住まいの市区町村にご確認ください。
- ※4 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

蔵王町認定こども園を利用する場合

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

◆対象の児童

- 0歳～2歳児クラスの市町村民非課税世帯の児童（町内に住所がある）
- 3歳～5歳児クラスの児童（町内に住所がある）

◆無償化の対象

保育料全額

◆手続き方法

子育て支援課で入所手続きとあわせて行います。

途中入園希望の方についても、入所申込とあわせて手続きを行います。

◆その他

保育用品代、行事などの費用は保護者負担になります。

保育料は家庭の課税状況で決定されますが、毎年9月に課税状況の切替えがあります。そのため、課税状況によっては、9月から無償化の対象になる可能性があります。

蔵王町立遠刈田幼稚園を利用する場合

問い合わせ先 教育総務課 TEL 33-3008

◆対象の児童

入園児童全員（町内に住所がある）

◆無償化の対象

保育料全額

◆手続き方法

教育総務課で入園手続きとあわせて行います。

途中入園希望の方についても、入園申込とあわせて手続きを行います。

◆その他

父母教師会費、教材費、遠足積立金などの費用は保護者負担になります。

【預かり保育利用者について】

◆対象児童

幼稚園に在籍し、申し込みにより登録した児童で、保育の必要性の認定を受けた世帯

◆無償化の対象

預かり保育料全額（通常は1日1時間につき、月額1,800円）

◆手続き方法

教育総務課で入園手続きとあわせて行います。

途中入園希望の方についても、入園申込とあわせて手続きを行います。



町外の幼稚園を利用する場合

問い合わせ先 教育総務課 TEL 33-3008

◆対象の児童

3～5歳児クラスの児童（町内に住所がある）

※満3歳から対象とするクラスに入園している児童を含む

◆無償化の対象

保育料月額25,700円を上限に無償化

施設によって、保護者が負担しなくて良い場合と、一度費用を支払っていた
だき、後から払い戻しを受ける形があります。

払い戻しを受ける場合は、施設から「領収書」と「子育て支援提供証明書」
が発行されます。払い戻しの申請の際に使用しますので、大事に保管してください。

◆手続き方法

入園する前に教育総務課で申請となります（施設で申請できる場合があります）
。入園してからの場合、認定するまでの期間が無償化の対象になりません。

【預かり保育利用者について】

◆対象児童

入園している、保育の必要性の認定を受けた世帯

◆無償化の対象

- 3歳児クラス～5歳児クラス

月額 450円 × 利用日数：上限11,300円

- 満3歳児クラス

月額 450円 × 利用日数：上限16,300円

◆手続き方法

基本的に保護者自身が町へ申請する形となります。

入園する前に教育総務課で申請となります。入園してからの場合、認定する
までの期間が無償化の対象になりません。



認可外保育施設を利用する場合

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

◆対象の児童

保育の必要性がある、3歳児クラス～5歳児クラスの児童

保育の必要性がある、0歳児クラス～2歳児クラスの児童であり市町村民税非課税世帯であること

◆無償化の対象

- 3歳児クラス～5歳児クラス

月額37,000円まで無償

- 0歳児クラス～2歳児クラス

月額42,000円まで無償

施設によって、保護者が負担しなくて良い場合と、一度費用を支払っていたが、後から払い戻しを受ける形があります。

払い戻しを受ける場合は、施設から「領収書」と「子育て支援提供証明書」が発行されます。払い戻しの申請の際に使用しますので、大事に保管してください。

◆手続き方法

基本的に保護者自身が町へ申請する形となります。

入園する前に子育て支援課で申請となります。入園してからの場合、認定するまでの期間が無償化の対象になりません。

◆その他

0歳児クラスから2歳児クラスについては非課税世帯が対象となるため、毎年9月に課税状況の切り替えにより、課税状況によっては、9月から無償化の対象にならない可能性があります。また、9月から無償化の対象になる可能性もあります。



待機児童対策事業補助金

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

保育の必要性のある、0歳～2歳児のお子さんのいる幼児保育無償化対象外の家庭（市町村民税課税世帯）を対象に、町内の認可外保育施設を利用した場合にかかる保育料の補助を行います。

◆対象者

下記のすべてに該当する方

- ① 保護者及び児童（4月1日時点で3歳未満のお子さん）が蔵王町に住所を有していること。
- ② 町内の認可外保育施設に児童を入所させていること。
- ③ 町内の認可外保育施設と年または月単位で契約していること。
- ④ 保育の必要性があること（P25参照）。
- ⑤ 市町村民税課税世帯であるため、幼児保育無償化の対象外であること。
- ⑥ 保護者及び同一世帯の者全員が町税等を滞納していないこと。

◆補助金額

町内公立保育所の保育料と保護者が認可外保育施設に支払った保育料との差額。

※ただし、保護者が認可外保育施設に支払った保育料が月額42,000円を上回る場合は42,000円まで。

◆手続きに必要なもの

保育の必要性の確認ができる書類、市町村民税課税証明書（情報が蔵王町にある場合で課税状況調査に同意した場合は省略可）、その他必要書類

◆注意

必ず利用開始日の前日までに申請してください。開始日以降に申請があった場合は申請日の翌日から補助対象とします。



町内の保育施設について

認定こども園

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

◆入園の条件となる「保育の必要性」の事由

P25保育の必要性って何？ 参照

◆入園年齢

生後6か月から5歳児までの乳幼児

◆保育時間

【1号認定】3歳～5歳児

月曜日～金曜日 8:30～13:30

※幼稚園教育を希望する幼児は長期休業（夏・冬・春休みがあります）

【2・3号認定】0歳～5歳児までのうち保育を必要とする乳幼児）

月曜日～土曜日 8:30～16:30（保育短時間）

※仕事のためこの時間に送迎することが困難な場合は、7:30から18:30まで利用可能（保育標準時間）。ただし、土曜日は家族全員が仕事のため保育ができない場合のみ。（事前要相談）

◆保育料

0歳～2歳児：市町村民税の課税額によって決まります。

最高額36,000円（非課税世帯の方は無償）

3歳～5歳児：幼児教育無償化のため0円となります。

※蔵王町幼児教育・保育に係る給食費無償化事業によりおやつ代を除く給食費が無償です。その他、教材費等は別途必要です。

◆給食

月曜日～金曜日：完全給食

※アレルギーのお子さんについては、医師の指示書のもと、対応できる限り除去食を提供します。アレルギー以外の除去食については対応できません。

名 称	住 所	電話番号(0224)	定 員
蔵王町おおぞらこども園	大字塩沢字上野29-23	33-3579	135名
蔵王町おひさまこども園	宮字明神前55	22-8380	90名

認可外保育所の紹介

ベビーハウスたんぼぼ保育園

住所：宮城県刈田郡蔵王町宮字根方71-1

電話：0224-32-2720

里山おうちえん

住所：宮城県刈田郡蔵王町宮字原前66

電話：090-6251-7752

幼稚園

問い合わせ先 教育総務課 TEL 33-3008

◆対象年齢

3・4・5歳児

◆保育時間

月曜日～金曜日 8:30～13:00

◆保育料

無料

◆給食代

無料



【預かり保育の実施について】

◆実施日

月曜日～土曜日・長期休業日(夏休み・冬休み・春休み)

※日曜日、祝日、年末年始を除く

◆預かり保育時間

7:30～8:30、13:00～18:30

※土曜日・長期休業日は7:30から18:30まで

◆預かり保育料

1時間につき月額1,800円

ただし、保育の必要性がある方は、「保育の必要性の認定」を受けることで利用料が無償化の対象となります。

※「保育の必要性の認定」・・・就労等の要件(認可保育施設の利用と同等の要件)があります。(25ページ参照)

◆給食代

無料(土曜日は弁当持参)

◆おやつ代

月額1,000円

◆町内の幼稚園

名 称	住 所	電話番号(0224)	定 員
蔵王町立遠刈田幼稚園	遠刈田温泉 字遠刈田北山21-1	34-4257	140名

【欠員募集について】

定員に空きがある場合は、随時募集を受け付けています。

現状では、幼稚園について定員に空きがあります。

※最新の定員の空き状況や応募方法等の詳細については、

教育委員会教育総務課(TEL：0224-33-3008)または各幼稚園にお問い合わせください。



子育てミニ情報

お母さんのイライラ解消法

私たち人間には喜怒哀楽、さまざまな感情があり、イラつくのもその一つ。どんな感情も間違っているものなどありません。イライラしてもいいのです。イラつくといった怒りの感情は、人間にとって危険から守るために必要なものだからです。

大切なのは、自分のイライラは、自分で感情コントロールできるということ。では、それにはどうすればいいのか、考えていきましょう。



深く呼吸をする

イラついたり怒りの感情がわいたりしたときは、息を吐くことがとても大切。鼻から息をゆっくり吸い、吐くときは口からゆっくりと細く長く吐くと、イラつきや怒りがおさまります。



しゃべる速度を遅くする

イライラしたときは、感情のままにワーツとしゃべってしまいがち。そのときには、あえてゆっくり言葉を発してみてください。『何やってるの!』ではなく『な～に～を～し～て～いるのかな～?』というように。言動をゆっくりすることで心臓のドキドキも落ち着き、少し穏やかに子どもに接することができるよう。

公園や文化施設情報

ご家族でいっしょに楽しめる町内のスポットをご紹介します。

蔵王町ふるさと文化会館(ございんホール)

455席を備えた多目的ホールや調理室、スタジオ、楽屋、会議室、研修室、和室、創作の部屋、展示室、授乳室、多目的トイレがあり、一般の方が利用できる施設です。

- ◆開館時間 8:30～22:00
- ◆休館日 毎月第1月曜日（祝日の場合は開館し、翌日休館）
年末年始
- ◆施設予約 詳しくはお電話にてお問い合わせください。（8:30～17:15）
- ◆駐車場 無料駐車場あり
- ◆問い合わせ先 生涯学習課 円田字西浦5 TEL 0224-33-2018

蔵王町立図書館(ございんホール内)

図書館は、アットホームな雰囲気で「赤ちゃんからお年寄りまで」気軽に“無料”で利用できる施設です。蔵王町民のほか、仙南2市6町（白石市、角田市、七ヶ宿町、川崎町、村田町、大河原町、柴田町、丸森町）にお住まいの方、蔵王町に通勤・通学または別荘をお持ちの方が利用できます。

図書館にある本・雑誌・紙芝居、大型絵本、CD・DVDを借りるときは「利用者カード」が必要です。「利用者カード」は“赤ちゃん”から作れます。免許証や保険証など住所が確認できるものを持って、“案内カウンター”までおこしてください。

町内の方のみ、本などの“リクエスト（図書館にない本を新しく買う、他の図書館から借りる）”ができます。お気軽に図書館スタッフまでお声がけください。

- ◆開館時間
火曜日～金曜日 10:00～19:00
土・日曜日、祝日 10:00～18:00
- ◆休館日
毎週月曜日（ただし月曜が祝日の場合は翌日）、年末年始、館内整理日（月末）
詳しいカレンダーは「広報ざおう」または「図書館カレンダー」をご覧ください。
- ◆蔵書数
75,450冊（令和7年3月末現在）
読んで楽しい絵本・紙芝居、子どもと楽しめるCD・DVDなども充実しています。
- ◆おはなし会 毎週土曜日 10:45～
- ◆問い合わせ先 生涯学習課 円田字西浦5 TEL 0224-33-2018

蔵王町総合運動公園

多目的グラウンドや蔵王球場（照明あり）、テニスコートなどがあり、各種大会が多く開催されています。また、公園内には芝広場や遊具広場などもあり、老若男女が楽しめる施設です。

◆開館時間

9:00～21:00

休業日：毎週月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合は翌日）

年末年始（蔵王球場は12月～3月の間冬期間閉鎖）

◆キャンセル料

利用の予約をした段階でキャンセル料（使用料全額）が発生しますのでご注意ください。

※利用日5日前までにキャンセルの申し出があれば半額は返金することができます。

※悪天候によるキャンセルはこの限りではありません。

◆注意事項

①町外の団体（10名以上）が町内宿泊施設（別荘地は除く）に宿泊しながら、蔵王町の体育施設を研修や大会に使用する場合は施設使用料は町外料金の1/2で使用できます。

※所定の優待確認書を各利用施設に提出してください。

②運転免許証等の身分証明書をご提示していただくことがあります。

◆予約状況確認・お問い合わせ先

スポーツ振興課（B&G海洋センター）

曲竹字河原前1-61 TEL 0224-33-3388



◆使用料金

使用区分			午前 9:00 ~12:00	午後 12:00 ~17:00	午後 17:00 ~21:00
蔵王球場	施設使用料	町 民	2,400円	3,600円	2,400円
		町民以外	4,800円	7,200円	4,800円
	照明灯使用料	町 民	—	—	30分 3,000円
		町民以外	—	—	30分 6,000円
	スコアボード 使用料	町 民	1試合につき1,800円		
		町民以外	1試合につき3,600円		
多目的 グラウンド	施設使用料	町 民	1,600円	2,400円	1,600円
		町民以外	3,200円	4,800円	3,200円
	照明灯使用料	町 民	—	—	30分 2,000円
		町民以外	—	—	30分 4,000円
テニスコート (1面)	施設使用料	町 民	1時間 300円		
		町民以外	1時間 600円		
	照明灯使用料	町 民	—	—	1時間 1,000円
		町民以外	—	—	1時間 2,000円
ゲートボール場		町 民	1面 600円	1面 1,200円	—
		町民以外	1面 1,200円	1面 2,400円	—
グラウンドゴルフ場		町 民	1,200円	1,800円	—
		町民以外	2,400円	3,600円	—



蔵王町B&G海洋センター

バスケットボールやバレーボール、バドミントン、水泳など、ご家族やご友人とスポーツを通じた交流を育んでください。雨天時も利用可能です。また、幼児用の浅いプールもあるので、親子で楽しめます！

◆施設概要

施設名	規模	設備	用具等
体育館 (アリーナ)	726㎡	バスケットボールコート 1面 ミニバスケットボールコート 2面 バレーボールコート 2面 バドミントンコート 3面 観覧席 60席 暗幕装置・暖房設備	バスケットボール用具 バレーボール用具 バドミントン用具 ニュースポーツ用具 卓球台・放送器具
武道場 (トレーニングルーム)	456㎡	剣道場 2面 暖房設備	
研修室 (ミーティングルーム)	58㎡	黒板 冷暖房設備	机 15脚 椅子 100脚
上屋付プール	1,306㎡	25m×6コース 幼児用(6m×10m) 夜間照明 更衣室(コインロッカー付)	コースロープ プールフロア ビート板 スイミングヘルパー

◆開館時間

9：00～21：00

◆休業日

毎週月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合は翌日）及び年末年始
※プールは6月第1土曜日から9月中旬までの期間のみオープンし、それ以外の期間は休業となります。（気候により変更する場合あり）

◆キャンセル料

利用の予約をした段階でキャンセル料（使用料全額）が発生しますのでご注意ください。

※利用日5日前までにキャンセルの申し出があれば半額は返金することができます。

※悪天候によるキャンセルはこの限りではありません。

◆注意事項

①町外の団体（10名以上）が町内宿泊施設（別荘地は除く）に宿泊しながら、蔵王町の体育施設を研修や大会に使用する場合は施設使用料は町外料金の1/2で使えます。

※所定の優待確認書を各利用施設に提出してください。

②運転免許証等の身分証明書をご提示していただくことがあります。

◆予約状況確認・お問い合わせ先

スポーツ振興課（B&G海洋センター）

曲竹字河原前1-61 TEL 0224-33-3388

◆蔵王町B&G海洋センター使用料金

使 用 区 分					午 前 9:00～ 12:00	午 後 13:00～ 17:00	午 後 18:00～ 21:00
体 育 館 及 武 道 場	団 体	小・中学生	全 面	町内居住者	400円	600円	800円
				町外居住者	800円	1,200円	1,600円
			半 面	町内居住者	200円	300円	400円
				町外居住者	400円	600円	800円
		一 般	全 面	町内居住者	600円	800円	1,000円
				町外居住者	1,200円	1,600円	2,000円
			半 面	町内居住者	300円	400円	500円
				町外居住者	600円	800円	1,000円
	個 人	小・中学生		町内居住者	50円	50円	50円
				町外居住者	100円	100円	100円
		一 般		町内居住者	100円	100円	100円
				町外居住者	200円	200円	200円
研 修 室	団 体	小・中学生		町内居住者	200円	250円	300円
				町外居住者	400円	500円	600円
		一 般		町内居住者	300円	400円	500円
				町外居住者	600円	800円	1,000円
プ ール	個 人	幼 児		町内居住者	無 料 (付添者を要し、付添者は一般料金)		
				町外居住者			
		小・中学生		町内居住者	50円	50円	50円
				町外居住者	100円	100円	100円
		一 般		町内居住者	200円	200円	200円
				町外居住者	400円	400円	400円

蔵王勤労者体育センター

バスケットボールやバドミントン、卓球などができる体育館です。みんなで気持ちいい汗を流してみませんか？

施設名	規模	設備	用具等
体育館	720㎡	バスケットボールコート 1面 バレーボールコート 2面 バドミントンコート 3面	バスケットボール用具 バレーボール用具 バドミントン用具
卓球場	147㎡	卓球台	卓球用具

◆所在地 宮字下原田東30

◆問い合わせ先 TEL 0224-32-3179

サン・スポーツランド蔵王

夜でも使えるテニスコート、野球などができる多目的グラウンドがある施設です。

施設名	規模	設備
管理棟	189㎡	事務室・湯沸室・更衣室(ロッカー付)・トイレ
テニスコート	3面	全面オムニコート・テニスネット・審判台 ナイター照明 ※ボール・ラケット(軟・硬式)を貸出しいたします。
多目的グラウンド	15,416㎡	野球(1面)・ソフトボール(2面)・トイレ

◆所在地 遠刈田温泉字遠刈田北山21-6

◆問い合わせ先 TEL 0224-34-4210

白山公園グラウンド

施設名	設備
多目的グラウンド	野球(1面)・ソフトボール(1面)・トイレ

◆所在地 円田字森山地内

◆問い合わせ先 TEL 0224-33-3388 (スポーツ振興課)

平沢コミュニティグラウンド

施設名	設備
多目的グラウンド	野球(1面)・ソフトボール(1面)・トイレ

◆所在地 平沢字内屋敷14-1

◆問い合わせ先 TEL 0224-33-3388 (スポーツ振興課)

向山グラウンド

施設名	設備
多目的グラウンド	野球(1面)・ソフトボール(1面)・トイレ

◆所在地 宮字二渡入1-1

◆問い合わせ先 TEL 0224-33-3388 (スポーツ振興課)

七日原グラウンド

施設名	設備
多目的グラウンド	ソフトボール(1面)

◆所在地 遠刈田温泉字七日原562-1

◆問い合わせ先 TEL 0224-34-4210 (サン・スポーツランド蔵王)



もしもひとり親家庭になったら

母子・父子家庭医療費助成

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進をはかるため、18歳（18歳に達する日の属する年度の末日）までの子どもとその子どもを養育されている方の医療費の自己負担額を助成するものです。（所得制限あり）

◆対象者

蔵王町に住所を有し、下記に該当する方。

①「母子家庭の母子」 ②「父子家庭の父子」 ③「父母のいない児童」

◆助成内容

入院・通院の保険診療にかかる自己負担額

（他医療費助成・高額療養費・附加給付・食事代などは除く）

※ただし、県外で受診した場合は、申請方法が異なりますのでお問い合わせください。

区 分	対 象
入 院	医療機関など1件(毎月)につき2,000円を超えた額
外 来	医療機関など1件(毎月)につき1,000円を超えた額

◆手続きに必要なもの

父母及び児童の個人番号カード、健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、預金通帳、来庁されるかたの身分証明書

※0歳から18歳までのお子さんは「子ども医療費助成」が優先になります。

児童扶養手当

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

この手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◆支給対象者

国内に居住されている、次のいずれかに該当する児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までにある児童、20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある児童）を監護している母または児童を監護しかつ生計を同じくしている父等

◆対象となる児童

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母がDV防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童
- 父・母ともに不明である児童（孤児など）

◆手当額（令和7年4月現在）※所得金額によって異なります。

区 分	令和7年4月1日から	
子ども1人の場合	全 部 支 給	46,690円
	一 部 支 給	46,680円～11,010円
子ども2人目の加算額	全 部 支 給	11,030円
	一 部 支 給	11,020円～5,520円

※手当額は、前年（1～9月に申請する場合は前々年）の所得額によって決まります。申請者または同居の扶養義務者などの所得が一定額以上である場合は、手当額の一部または全部が支給されません。

◆支給時期

原則として、奇数月の11日に2か月分ずつ（振込月の前月と前々月分の手当）支給されます。

◆手続きに必要なもの

申請者と対象児童の戸籍謄本、申請者名義の通帳の写し、申請者と対象児童の健康保険証、個人番号カード（申請者、配偶者、児童、扶養義務者のもの）、年金手帳など



あったか支援金

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

この支援金は、12歳から18歳の児童を養育するひとり親世帯等の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

◆支給対象者

町に1年以上居住し、次のいずれかに該当する12歳から18歳の児童を養育している方

【対象となる児童】

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父もしくは母が死亡した児童
- 父もしくは母の生死が1年以上明らかでない児童
- 父もしくは母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父もしくは母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 母が婚姻によらないで出生した児童

◆支援金額

1世帯 50,000円（年）

◆支給時期

5月末

◆申請

4月号の「広報ざおう」や「ホームページ」でご案内します。児童扶養手当及び母子・父子家庭医療費の助成を受けている方には、4月中旬にご案内します。

◆支給制限

所得制限があります。（児童扶養手当の所得制限に準じます。）町税等の滞納がある場合、行政サービス制限の対象となります。



母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

問い合わせ先 仙南保健福祉事務所 TEL 0224-53-3132

宮城県では、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子または低利で資金の貸し付けを行っています。

◆対象者

- 配偶者のいない者で20歳未満の児童を扶養している方（母子家庭の母、父子家庭の父）
- 寡婦（かつて母子家庭の母だった方）
- 父母のいない児童
- 配偶者のいない者が扶養する児童
- 40歳以上の配偶者のいない女性で児童を扶養していない方
- 母子・父子福祉団体

◆種 類

修学資金、就学支度資金、就職支度資金、生活資金など

◆相談先

宮城県仙南保健福祉事務所

◆住 所

柴田郡大河原町字南129-1

※貸付の種類や条件など、詳しくは仙南保健福祉事務所へお問い合わせください。



もしも病気や障がいをもったら

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

身体に障がいのある方は「身体障害者手帳」、知的障がいがある方は「療育手帳」、精神障がいのある方は「精神障害者保健福祉手帳」を申請することができます。手帳を交付されると、障がいの程度に応じてさまざまな行政サービスを受けることができます。

- ◆身体障害者手帳 「1級～6級」
 - ◆療育手帳 「A」「B」
 - ◆精神障害者保健福祉手帳 「1級～3級」
- 詳しくは保健福祉課にお問い合わせください。



心身障害者医療費助成

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

心身に障がいがかかえている方が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の自己負担額を助成するものです。（所得制限あり）

◆対象者

蔵王町に住所を有し、下記の手帳（証書）を交付されている方。

- ①身体障害者手帳「1級」、「2級」または内部機能障害で「3級」
- ②療育手帳「A」または「Bで職親に委託している方」
- ③特別児童扶養手当「1級」
- ④精神障害者保健福祉手帳「1級」



◆助成内容

入院・通院の保険診療にかかる自己負担額（他医療費助成・高額医療費・食事代などは除く）

※ただし、県外で受診した場合は、申請方法が異なりますのでお問い合わせください。

◆手続きに必要なもの

手帳（証書）、父母及び児童のマイナンバーカード、預金通帳、健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、来庁される方の身分証明書

※0歳から18歳までのお子さんは「子ども医療費助成」が優先になります。

特別児童扶養手当

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

この手当は、精神または身体に障がいをもつ児童に対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◆支給対象者

国内に居住されている20歳未満で精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等

◆支給制限

- 対象児童が児童福祉施設などに入所されているとき
- 対象児童が障がいを事由とする公的年金などを受給しているとき
- 申請者やその配偶者などに一定額以上の所得があるとき

◆手当額（令和7年4月現在、児童1人あたり）

特別児童扶養手当等級	支給額（月額）
特別児童扶養手当1級	56,800円
特別児童扶養手当2級	37,830円

◆支給時期

原則として、毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◆手続きに必要なもの

申請者と対象児童の戸籍謄本、対象児童の障害程度についての医師の診断書（指定の様式）（身体障害者手帳、療育手帳を取得している人は、省略できる場合があります。）

申請者名義の通帳の写し、個人番号カードなど

蔵王町障がいを持つ児童の親グループ『ひまわり』

「ひまわりの会」は、お子さんの発達に気になる保護者が集まり、悩みを語り合ったり、情報交換をする会です。この会では保護者が元気になること、子どもたちが個々の適正や能力を生かして自立することを目指して活動しています。

◆対象

発達障害を持つお子さんの保護者の方だけでなく、類似の悩みや問題を抱えている保護者の方

◆内容

悩みの共有や情報交換、発達障害についての研修など

◆連絡先

保健福祉課 TEL 0224-33-2003



障害児福祉手当

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

障害児福祉手当は、在宅で特別の介護を必要とする障がいのあるお子さんに対して、その負担の軽減を図るために支給されるものです。

◆対象児童

精神または身体に1級及び2級の障害等級に該当する重度の障害をお持ちで、在宅で常時介護を受けることが必要な20歳未満の方。

◆手当額

(令和7年4月1日現在、児童1人あたり) 14,600円

◆支給時期

原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◆手続きに必要なもの

受給対象児童の世帯全員の住民票、対象児童の障害程度についての医師の診断書(指定の様式)、扶養義務者の課税(非課税)証明書、対象児童名義の通帳の写し。

その他、手続きに必要なものがありますので、詳しくは保健福祉課にお問い合わせ下さい。

自立支援医療

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

《育成医療》

18歳未満のお子さんが、指定医療機関において、身体の障がいを軽くしたり回復させたりする治療を行う場合に必要な医療費を支給するものです。(世帯の課税状況に応じて、一部負担金があります。)

◆申請期間 治療を受ける前に申請が必要となります。

《注意》入院の場合は、退院後の申請は認められませんので、お子さんの入院前に申請してください。

《精神通院医療》

統合失調症、精神作用物質による急性中毒症またはその依存症、その他の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が、通院によりその治療を指定医療機関で受ける場合に必要な医療費を支給するものです。(世帯の課税状況に応じて、一部負担金があります。)

◆申請期間 治療を受ける前に申請が必要となります。

※対象疾患などにつきましても、詳しくは保健福祉課にお問い合わせください。

身体障害者手帳・療育手帳を持つ方・各種手当などを受給する方の住所変更の手続きについて!

対象者の住所や同居するご家族の世帯構成が変わる場合は、変更となる届出が必要となりますので、各担当課へ必ずお申し出ください。

医療機関リスト

蔵王町内だけではなく、近隣の医療機関も掲載しています。（市町ごと50音順）
診療日や診療時間等が変更となる場合がありますので、受診される前に医療機関にお確かめください。

※日曜日、祝日、年末年始などの休診日は休日当番医をご利用ください。休日当番医は、広報さおうやホームページでご覧いただけます。

■総合病院

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間
大泉記念病院 白石市福岡深谷 字一本松5-1 TEL 22-2111	内科・外科・呼吸器科・循環器科・ 整形外科・脳神経外科・婦人科・ 神経内科・心臓血管外科・糖尿病外来	診療科目により診療時間等が 異なりますので、直接お問い合わせください。
公立刈田総合病院 白石市福岡蔵本 字下原沖36 TEL 25-2145 小児科予防接種・乳児 健診予約センター TEL 25-0473 (8:30~16:00)	総合内科・内科・小児科・消化器科・ 神経内科・呼吸器科・外科・ 小児外科・整形外科・眼科・ 皮膚科・婦人科・泌尿器科・ リウマチ膠原科	診療科目により診療時間等が 異なりますので、直接お問い合わせください。

■内科・小児科など

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
P.60 1 内方医院 蔵王町宮字町32 TEL 32-2101	内科 小児科 消化器科 循環器科	9:00~11:40	○	○	○	○	○	○
		15:00~19:00	○	○	○	○	○	※
		※土曜日午後の診療時間は15:00~17:00						
P.59 2 蔵王町国民健康保険 蔵王病院 蔵王町大字円田 字和田130 TEL 33-2260	内科	8:30~11:30	○	○	○	○	○	—
		13:30~16:30	○	○	○	○	○	—
		受付時間で記載 急患は時間外・休診日も診療可						

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
佐藤医院 蔵王町宮字町36 TEL 32-2002	内科 皮膚科	9:00~12:00	○	○	※	○	○	○
		14:30~17:30	○	○	-	○	○	-
		※水曜日午前は内科のみ						
朝倉医院 白石市字本町89 TEL 25-2101	内科	9:00~12:30	○	○	○	-	○	-
		13:30~16:00	○	○	○	-	○	-
海上内科医院 白石市長町56-1 TEL 25-1501	内科 消化器科	9:00~12:30	○	○	-	○	○	○
		14:00~18:00	○	○	-	○	○	-
梅津内科医院 白石市字銚子ケ森 10-13 TEL 24-3571	内科 消化器科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
		14:00~17:30	○	○	-	○	○	-
えんどうクリニック 白石市字兎作40-1 TEL 26-3888	内科 循環器科 外科 神経内科	8:30~12:30	○	○	○	○	○	○
		15:00~18:00	○	○	○	○	-	-
		神経内科は第2・4曜日						
柿崎小児科 白石市沢端町1-37 TEL 25-2210	小児科	8:30~12:00	○	○	○	○	○	※
		13:30~18:00	○	○	○	-	○	-
		※土曜日の診療時間は8:30~13:30						
加藤小児科内科医院 白石市大手町3-13 TEL 26-2653	小児科 内科	8:30~12:00	○	○	-	○	○	○
		14:00~17:30	○	○	-	○	○	-
		※土曜日の診療時間は8:30~14:00						
かんのリズムハート クリニック 白石市鷹巣東3-8-3 TEL 26-6330	内科 循環器内科 呼吸器内科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
		14:00~18:00	○	○	-	○	○	-

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
こまつ外科内科 クリニック 白石市城南2-2-6 TEL 22-2115	内科 外科 小児外科 皮膚科 肛門外科	9:00~12:00	○	○	○	-	○	※
		14:30~17:30	○	○	※	-	○	-
		※第1・3水曜日は11:00受付終了 第2火・水曜日は11:30受付終了						
白石今野医院 白石市郡山 字虎子沢山1-3 TEL 25-2822	心療内科 神経科 精神科	8:30~12:30	○	○	○	○	○	○
		13:30~16:30	○	○	○	○	-	-
		初診の場合は電話予約必要						
仙南サナトリウム+ 白石市大鷹沢三沢 字中山74-10 TEL 26-3101	神経内科 精神科 心療内科	8:30~12:30	○	○	○	○	○	-
		13:30~17:30	○	○	○	○	○	-
		初診の場合は電話予約必要						
たかはし内科クリニック 白石市城北町4-11 TEL 22-2535	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
		15:00~18:00	○	○	○	-	○	-
塚本内科消化器科 白石市城南1-2-29 TEL 26-1026	内科 心療内科 血液内科 消化器科 精神科	8:30~12:30	○	○	○	○	○	○
		14:00~18:00	○	○	○	○	○	-
つつみ内科外科 こどもクリニック 白石市字清水小路6-3 TEL 25-1181	内科 小児科 外科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
		13:30~17:30	○	○	-	○	○	-
引地クリニック 白石市鷹巣東1-5-26 TEL 26-2823	内科 泌尿器科 脳神経内科 皮膚科 神経内科	8:30~12:00	○	○	○	○	○	○
		14:00~18:00	○	○	○	-	○	-
		脳神経内科・神経内科は水・木曜日の午前のみ診療						
水野内科クリニック 白石市沢端町3-43 TEL 25-2736	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	8:30~12:00	○	○	○	○	○	○
		14:00~18:00	※	○	○	-	○	-
		※月曜日午後の診療時間は15:00~18:00						

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
七ヶ宿町国民健康 保険診療所 七ヶ宿町字関183 TEL 37-2002	内科 小児科 外科	8:30~11:30	○	○	○	○	○	—
		13:00~16:30	○	○	○	○	○	—
		受付時間で記載						

■整形外科

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
おおはし整形外科 白石市南町1-3-33 TEL 22-2888	整形外科 リハビリテーション科	8:30~12:00	○	○	○	○	○	※
		14:30~18:00	○	○	—	○	○	※
		※土曜日の診療時間は8:30~15:00						
橋本整形外科医院 白石市旭町2-9-17 TEL 25-1616	整形外科 リウマチ科 リハビリテーション科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
		14:00~18:00	○	○	○	—	○	※
		土曜日午後の診療時間は13:30~15:00						

■眼科・耳鼻咽喉科

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
浅野眼科医院 白石市字柳町61 TEL 24-4603	眼科	9:00~12:00	○	※	○	○	○	○
		14:30~17:00	○	—	○	—	○	—
		※火曜日午前の診療時間は9:00~11:30						
大手町おおはし眼科 白石市城北町4-41 TEL 24-3161	眼科	9:30~11:30	○	○	○	—	—	—
		14:30~17:00	○	○	○	—	—	—
		電話予約必要 第2日曜日 9:30~11:30 予約優先						
おおぬまクリニック 白石市字延命寺北1-6 TEL 24-2333	耳鼻咽喉科	9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
		15:00~18:00	○	○	○	○	○	—

■ 歯科

医療機関名 所在地・電話番号		診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
P.59 4	チェルトの森歯科 診療所 蔵王町大字円田 字中田74-1 TEL 22-7122	歯科 小児歯科 矯正歯科	9:00~12:00	○	○	○	-	○	○
			14:00~19:00	○	※	○	-	※	※
			※火・金曜日午後の診療時間は14:00~20:30 ※土曜日午後の診療時間は14:00~16:00						
P.60 5	真壁歯科医院 蔵王町宮 字井戸井前42 TEL 32-3122	歯科 小児歯科 矯正歯科	9:00~12:00	○	○	○	-	○	○
			14:00~18:00	○	○	○	-	○	○
			電話予約必要						
P.59 6	村上歯科医院 蔵王町大字円田 字西浦上2-2 TEL 33-4125	歯科 小児歯科	9:00~13:00	○	○	○	○	○	○
			14:30~18:00	○	○	-	○	○	-
	小野歯科医院 白石市東町 1-1-10 TEL 25-8007	歯科 小児歯科	9:00~12:00	○	○	-	○	○	○
			14:00~18:00	○	○	-	○	-	-
			※火曜日の診療時間は14:00~17:00						
	かおる歯科医院 白石市鷹巣東 1-5-16 TEL 24-3777	歯科	9:00~12:00	○	○	○	-	○	○
			15:00~19:30	○	○	○	-	○	-
	清原歯科医院 白石市字銚子ケ森 10-39 TEL 25-1030	歯科 矯正歯科 小児歯科 歯科口腔外科	9:00~12:00	○	○	○	※	○	○
			14:30~18:00	○	○	○	-	○	○
			※第3木曜日は休診 ※土曜日の診療時間は14:30~17:00						
	けんじ歯科クリニック 白石市西益岡町 1-8 TEL 25-9933	歯科 小児歯科	9:30~13:00	○	○	○	○	-	※
			15:00~19:00	○	○	○	○	※	-
			※金曜日の診療時間は14:00~20:30 ※土曜日の診療時間は9:00~13:00						

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
ごとう歯科医院 白石市字堂場前128 TEL 24-2020	歯科 小児歯科	9:00~12:00	○	○	○	—	○	○
		14:00~17:00	○	○	—	—	○	※
		※土曜日午後の診療時間は14:00~16:30						
高橋歯科医院 白石市字柳町4 TEL 26-3543	歯科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
		14:00~17:00	○	○	○	○	○	—
小野歯科医院 白石市東町 1-1-10 TEL 25-8007	歯科 小児歯科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
		14:00~18:00	○	※	—	○	—	—
		※火曜日の診療時間は14:00~17:00						
千木良デンタル クリニック 白石市沢端町1-28 TEL 26-1131	歯科 矯正歯科 小児歯科 歯科口腔外科	9:00~13:00	○	○	※	○	○	※
		14:30~18:00	○	○	—	○	○	—
		※水・土曜日午前の診療時間は9:00~12:00						
ひかり歯科医院 白石市字東大畑 134-5 TEL 22-2112	歯科 小児歯科 歯科口腔外科 矯正歯科	9:30~12:30	○	○	○	○	○	○
		14:30~19:30	○	○	○	※	○	※
		※木・土曜日午後の診療時間は14:30~16:30						
広瀬歯科医院 白石市西益岡町 10-1 TEL 26-1871	歯科	9:00~12:00	○	○	○	—	○	○
			—	—	—	—	—	—
谷津歯科医院 白石市延命寺北16-2 TEL 26-3254	歯科	9:00~12:30	○	○	○	※	○	○
			—	—	—	—	—	—
		※木曜日は休診						
吉村歯科医院 白石市八幡町 12-21 TEL 26-2118	歯科	9:30~12:30	○	—	—	○	○	○
		14:00~18:30	○	※	—	○	○	—
		※火曜日午後の診療時間は 13:30~16:00、18:00~20:30						

医療機関名 所在地・電話番号	診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	土
巨理歯科医院 白石市字巨理町45 TEL 26-2563	歯科 小児歯科	9:00~12:00	○	○	※	○	○	○
		13:30~18:00	○	○	—	○	○	※
		※水曜日の診療時間は9:00~12:00まで ※土曜日の診療時間は13:00まで						
七ヶ宿町国民健康 保険診療所 七ヶ宿町字関183 TEL 37-2002	歯科	9:00~12:00	—	—	○	—	○	—
		13:00~16:30	—	—	○	—	○	—
		受付時間で記載						



子育てミニ情報



乳幼児の虫歯予防「ピカピカお口を目指しましょう」

虫歯の原因は「ミュータンス菌」と「ミュータンス菌を活発にする糖分」の2つです。生まれたばかりの赤ちゃんの口内には、ミュータンス菌はいません。ミュータンス菌は大人から感染すると言われています。

◎ミュータンス菌は唾液を介して感染するので、

- 大人が口をつけた箸やスプーンで赤ちゃんにご飯を食べさせない
- 大人が一度でも口をつけた食べ物は食べさせない
- 赤ちゃんの口にキスをしない など心がけることで感染リスクを抑えられます。

◎唾液は口の中を中性にするので、酸で虫歯になるのを防いでくれます。しかし、糖分を多く摂取すると唾液では防ぎきれなくなり、虫歯になりやすくなります。

- おやつをだらだら食べる生活はやめましょう。
- 糖分が多く含まれるチョコレートなどのお菓子類やジュースはできるだけ控え、食べた後は、すぐ歯磨きをすることで予防効果がより高まります。できないときは水やお茶を飲ませましょう。
- 噛みごたえのある食べ物を食べることも唾液の分泌を増やすのでおすすめです。

◎仕上げみがきをしましょう。

- 上下の歯が4本揃ったら、大人が歯ブラシを使いみがいてあげましょう。

◎定期検診で早期発見、適切な指導で虫歯予防！

- 子どもの虫歯は、気づかぬうちに進行することがあるので、定期的に歯科医院を受診してチェックしてもらいましょう。半年に1回がおすすめです。
- 虫歯がなくても、フッ素を塗ってもらう、シーラントで奥歯の溝を埋めてもらうことも予防になります。

休日・夜間に受診するか迷ったときは

宮城県こども夜間安心コール(相談窓口)

夜間に子どもが急な病気やけがのとき、看護師が電話相談に応じます。

○プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは局番なしで…「#8000」

○プッシュ回線以外の固定電話・PHSなどからは…「022-212-9390」

◆相談日時

毎日、19:00～翌日8:00まで

※相談はあくまでも助言であり、診療は行いませんので、ご了承ください。

宮城県休日・夜間診療案内(医療機関の情報提供)

電話自動音声およびファクシミリにより、休日当番医、歯科医および休日夜間急患センターなどの休日や夜間において受診可能な医療機関の情報を提供しています。

《注意①：案内は、休日・夜間などの診療時間外に受診できる当番医の情報を提供するものです。》

《注意②：休日当番医は、変更になることがありますので、当日電話で確認し、事前に病状などを詳しくお知らせのうえ受診してください。》

案 内 地 域	案 内 時 間	電 話 番 号
仙台市 (内科・小児科など)	休日24時間・平日夜間 土曜14:45～翌日7:00	022-216-9960 (FAX兼用)
仙南医療圏 (白石市・角田市・ 刈田郡・柴田郡・伊具郡)	休日9:00～17:00	0224-53-3409

※耳や言葉が不自由な方の緊急FAX119番：「FAX119（局番無し）」





ほめる



子どもの成長を親子で一緒に喜び合うこと

ほめることは、子どもを評価することではありません。「できたからいい子」「できないからダメ」ではなく、子どもの成長過程やがんばりに目を向けましょう。子どもががんばった時、成長を感じた時、「できて良かったね」「やって楽しかったね」と親子で一緒にうれしい気持ちを共有しましょう。そうすることで、子どもは自信をもち、次への意欲につながります。

叱る



叱る必要がある時に、短く、真剣な態度で

子どもの行動を制止するために叱ることが必要な場面があります。

- 子どもが危険な行為をした時

例えば子どもが道路にとび出そうとした時、「ダメ!止まって!」と叱ると同時に、子どもの体をつかまえて止めます。

- 子どもが興奮しすぎて、自分の気持ちをコントロールできなかった時

子どもの体をギュッと抱きしめて、「静かにね」と言いながら、気持ちが落ち着くのを待ちます。

親がどうしても叱る必要があるのは基本的にこの2つです。

叱らないですむ育児テクニック

1. 行動を予測する

「こんなとき、うちの子はこうする」というパターンを把握しておくと、困った行動を回避しやすくなります。

2. 環境を整える

片付けられないなら片付けやすくする、触ってほしくないものは子どもの手の届かないところに置くなど、環境を整えてみることも大事です。

3. 声がけはタイミングよく

落ち着いて話が聞けるタイミングに、簡潔に分かりやすく伝えましょう。駄々をこねている時、他に夢中になっている時はNG。



子育てはムダがいっぱい! 完ペキを目指さないで、ほどほどに

子育ては一筋縄ではいきません。「完ペキな親」「いつも素敵な親」なんてあり得ません。「ほどほど」でいいのです。親子関係がうまくいくときもあれば、「今日はギクシャクしちゃう」という日があって当然。うまくいかないときはリフレッシュして、気持ちを引きずらないことが大切です。

MAP

蔵王町全図



① 永野地区



② 円田・平沢地区



③宮地区



④遠刈田地区



発行者：宮城県蔵王町

発行日：令和7年4月 改訂

編集：蔵王町子育て支援課

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

TEL (0224) 33-2122

